

平成30年8月23日 開 会

平成30年8月23日 閉 会

佐賀県東部環境施設組合議会 定例会会議録

佐賀県東部環境施設組合議会事務局

平成30年8月定例会会期日程

日次	月 日	摘 要
第1日	8月23日(木)	<p>開 会</p> <p>副議長選挙</p> <p>会期決定</p> <p>8月23日(1日間)</p> <p>会議録署名議員の指名</p> <p>経過報告</p> <p>議案審議</p> <p>議案第 9号 [提案理由説明、質疑、討論、採決]</p> <p>議案第10号 [提案理由説明、質疑、討論、採決]</p> <p>議案第11号 [提案理由説明、質疑、討論、採決]</p> <p>議案第12号 [提案理由説明、質疑、討論、採決]</p> <p>議案第13号 [提案理由説明、質疑、討論、採決]</p> <p>閉 会</p>

8月定例会付議事件

1 管理者提出議案

[平成30年8月23日提出]

- 議案第 9号 専決処分事項の承認について（佐賀県東部環境施設組合と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約） [承認]
- 議案第10号 専決処分事項の承認について（佐賀県東部環境施設組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約） [承認]
- 議案第11号 専決処分事項の承認について（佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更） [承認]
- 議案第12号 平成29年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定 [認定]
- 議案第13号 平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第1号） [可決]

平成30年8月23日

議場：鳥栖・三養基西部環境施設組合
溶融資源化センター2階会議室

1 出席議員氏名

議長 齊藤 正治

久保山日出男 飛松 妙子 伊藤 克也 樋口伸一郎

牧瀬 昭子 山口 義文 永沼 彰 中野 均

筒井佐千生 森田 浩文 寺崎 太彦 原田 希

園田 邦広 田中 俊彦

2 欠席議員氏名

松信 彰文

3 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者 橋本 康志 副管理者 松本 茂幸

副管理者 伊東 健吾 副管理者 武廣 勇平

副管理者 末安 伸之 事務局 長 吉田 忠典

総務係 長 濱野 知大 総務係 専門主査 大坪 功二

事業係 長 赤司 隆則 事業係 主事 堂園 祥太

4 議会事務局職員氏名

事務局 長 吉田 忠典

総務係 長 濱野 知大

総務係 専門主査 大坪 功二

5 議事日程

日程第1 副議長選挙

日程第2 会期決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 経過報告

日程第5 提案理由の説明 議案第9号～議案第13号

日程第6 議案第9号 専決処分事項の承認について

(質疑、討論、裁決)

日程第7 議案第10号 専決処分事項の承認について

(質疑、討論、採決)

日程第8 議案第11号 専決処分事項の承認について

(質疑、討論、採決)

日程第9 議案第12号 平成29年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定

(質疑、討論、採決)

日程第 10 議案第 13 号 平成 30 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算 (第 1 号)

(質疑、討論、採決)

開会

午後 1 時 30 分

開議

齊藤正治議長

みなさんこんにちは。本日、佐賀県東部環境施設組合告示第 7 号におきまして、本組合議会の 8 月定例会が招集されました。

ただいまの出席議員数は 15 名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

議事に入ります前に、新しく組合議員になられた方のご紹介をさせていただきます。神崎市議会議長の山口義文議員、神崎市議会の永沼彰議員、同じく中野均議員、吉野ヶ里町議会議長の筒井佐千生議員、吉野ヶ里議会の森田浩文議員、みやき町議会議長の園田邦広議員、みやき町議会の田中俊彦議員、同じく松信彰文議員です。皆様に対して、心からお祝い申し上げます。それでは、ただ今紹介いたしました各議員からご挨拶をお受けしたいと思っております。神崎市の山口議員からお願いいたします。

山口義文議員

みなさんこんにちは。4 月の改選で議長をさせてもらうようになりました山口と申します。この議会の中でいろんなことを勉強しながら一生懸命この議会を理解しながら一生懸命やっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

齊藤正治議長

ありがとうございます。次に、永沼議員お願いいたします。

永沼彰議員

皆さんこんにちは。神崎の南部地区の千代田地区の出身でございます。今回、東部環境組合の議員として努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

齊藤正治議長

次に、中野議員お願いいたします。

中野均議員

皆さんこんにちは。神崎の文教厚生ということで今回、東部議会の議員としてなりましたので、よろしくお祝いしたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

齊藤正治議長

次に、筒井議員お願いいたします。

筒井佐千生議員

吉野ヶ里町議長の筒井と申します。私ども吉野ヶ里町は 3 月の改選で新しく候補者が変わりました議長ということで拝命いたしました。今後ともこの会議の席でよろしくお付き合いのほどお願いいたします。

す。

齊藤正治議長

次に、森田議員お願いいたします。

森田浩文議員

みなさんこんにちは。吉野ヶ里議会議員の森田浩文と申します。私も3月の改選でまたお世話になっております。ただいま産業建設常任委員長という役職を拝命しておりますので、こちらのほうにも重ねてお世話になってまいります。今後ともご指導ご鞭撻のほうどうぞよろしくお願いいたします。

齊藤正治議長

次に、園田議員お願いいたします。

園田邦広議員

みなさんこんにちは。みやき町の園田です。どうぞよろしくお願い致します。

齊藤正治議長

次に、田中議員お願いいたします。

田中俊彦議員

皆さんこんにちは。みやき町の田中俊彦でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

齊藤正治議長

ありがとうございました。

なお、松信議員につきましては、本日、欠席の届出がっております。以上をもちまして紹介を終わります。それでは、早速でございますが、本日の会議を開きます。



日程第1 副議長選挙

齊藤正治議長

日程第1 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によるものと決しました。

続いてお諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議長において指名する事に決しました。それでは、指名いたします。本組合議会副議長に山口義文議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長において指名いたしました山口義文議員を本組合議会の副議長の当

選人と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって山口義文議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました山口義文議員が議場におられますので、議会会議規則第32条第2項の規定により、当選されたことを告知いたします。

それでは、山口議員の当選承諾とごあいさつをお願いいたします。

山口義文議員

ただいま皆様方からご推挙をいただきました、神埼市の山口でございます。副議長に信任を承り、心からお礼申し上げます。謹んでお受けさせていただきたいと思っております。副議長として常に公正公平を心がけ、議長を支えながら一生懸命職務を務めてまいりたいと思っております。また、円滑な議会運営に努めてまいりたいと存じますので、今後ともご指導、ご協力をよろしくをお願いいたします。簡単ではございますけれどもあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

齊藤正治議長

ありがとうございました。よろしくをお願いいたします。



日程第2 会期決定

齊藤正治議長

日程第2、会期決定の件を議題といたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。



日程第3 会議録署名議員の指名

齊藤正治議長

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第94条の規定により、議長において飛松妙子議員、永沼彰議員を指名いたします。



日程第4 経過報告

齊藤正治議長

日程第4、経過報告につきましては、お手元に印刷物を配布いたしておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。



日程第5 提案理由

齊藤正治議長

日程第5、提案理由の説明を求めます。

橋本康志管理者

議長。

齊藤正治議長

橋本管理者。

橋本康志管理者

こんにちは。本日は、佐賀県東部環境施設組合の議会に暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。提案理由の説明に入ります前にこのたび新しく組合議員になりました、神崎市議会の山口議長、永沼議員、中野議員、吉野ヶ里町議会の筒井議長、森田議員、みやき町議会議長の園田さま、そして田中議員並びに松信議員、ご就任をいただきまして本当にありがとうございます。これから大変大きな事業に取り組んでいくこととなります。また、2市3町の市民、町民にとりまして欠かすことのできない施設でございますので、是非、皆様のお力添えを得まして着実に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、提案理由の説明にまいります。本日、提案いたしております議案は、お手元にお配りしております議案第9号から13号までの5件でございます。

まず、議案第9号「専決処分事項の承認について」は、地方公務員法第7条第3項におきまして、人口15万人未満の市町村及び一部事務組合で必置とされております公平委員会につきまして、同条第4項の規定に基づき、佐賀県に事務委託を行うため「佐賀県東部環境施設組合と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」を制定する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、その承認をお願いするものでございます。

次に、議案第10号「専決処分事項の承認について」は、行政不服審査法第81条第1項に規定される機関に関する事務につきまして、佐賀県に事務委託を行うため、「佐賀県東部環境施設組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約」を制定する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、その承認をお願いするものでございます。

次に、議案第11号「専決処分事項の承認について」は、佐賀県市町総合事務組合に加入し、同組合が行う「議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務」の共同処理に参加するため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、佐賀県市町総合事務組合の規約の変更が必要なことから、その協議を行うため同法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、その承認をお願いするものでございます。

次に、議案第12号平成29年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定についてでございます。平成29年度一般会計決算は、歳入総額1,030万円、歳出総額905万2,604円、歳入歳出差引額124万7,396円となっております。なお、平成29年度につきましては、組合運営を開始いたしました本年1月から3月までの3ヵ月分の決算となっております。主に組合の運営や運営開始に伴う準備に係る経費が主なものとなっております。

以上、平成29年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を添えて議会の認定に付するものでございます。

最後に、議案第13号「平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）」につきましては、平成29年度決算に伴う補正でございます。

歳入歳出それぞれ124万7千円を追加し、一般会計の総額を歳入歳出それぞれ3億261万6千円とするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

齊藤正治議長

ありがとうございました。



日程第6 議案第9号 専決処分事項の承認について（佐賀県東部環境施設組合と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約）

齊藤正治議長

日程第6、議案第9号専決処分事項の承認について（佐賀県東部環境施設組合と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約）を議題といたします。議案の説明を求めます。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

ご説明に入ります前に、一言ごあいさつを申し上げます。今年の4月から当組合の事務局長を拝命いたしました吉田と申します。誠心誠意職務を果たしてまいり所存でございます。議員の皆様のご指導、

ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今議題となりました議案第9号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。議案書並びに別添の佐賀県東部環境施設組合平成30年8月組合議会定例会議案概要を併せてご覧いただきたいと存じます。この専決処分は、地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を佐賀県に委託する規約の制定について5月1日付けで専決処分をしたもので、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。委託をいたします具体的な事務につきましては、職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する措置の要求を審査するとともに必要な措置を取ること、職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決、決定をすることなどでございます。組合設立当初から委託先の県と事前協議を行っておりましたが、4月下旬に県から委託についての了承を得ております。当組合の定例会まで時間があることから専決処分をいたしております。以上、議案第9号のご説明でございました。

齊藤正治議長

ありがとうございました。

これより質疑を行います。どなたか質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ありませんか。ないようでございますので、これにて質疑を終ります。本案は討論を省略してただちに採決を行います。議案第9号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第9号、専決処分事項の承認について（佐賀県東部環境施設組合と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約）は、原案のとおり承認することに決しました。



日程第7 議案第10号 専決処分事項の承認について（佐賀県東部環境施設組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約）

齊藤正治議長

日程第7、議案第10号、専決処分事項の承認について（佐賀県東部環境施設組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約）を議題といたします。議案の説明を求めます。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

ただいま議題となりました、議案第10号専決処分の承認についてご説明いたします。この専決処分は、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務を佐賀県に委託する規約の制定につい

て、5月1日付で専決処分をしたもので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるところでございます。委託する具体的な事務につきましては、行政庁の違法性または不当な処分、その他公権力の行使にあたる行為に関する国民の不服の審査にあたり、客観性、公平性を高めるために設置される行政不服審査会の事務でございます。組合設立当初から委託先の県と事前協議を行ってまいりましたが、4月下旬に県から委託についての了承を得たことから、当組合の定例会まで時間があるということで、専決処分をいたしております。以上、議案第10号のご説明でございました。

齊藤正治議長

ありがとうございました。

これより質疑を行います。どなたか質疑はございませんでしょうか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ございませんでしょうか。ないようでございますので、これにて質疑を終ります。本案は討論を省略してただちに採決を行います。議案第10号について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第10号、専決処分事項の承認について（佐賀県東部環境施設組合と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約）は、原案のとおり決する事に決しました。



日程第8 議案第11号 専決処分事項の承認について（佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合格約の変更）

齊藤正治議長

日程第8、議案第11号専決処分事項の承認について（佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合格約の変更）を議題といたします。議案の説明を求めます。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

ただいま、議題となりました議案第11号、専決処分の承認についてご説明いたします。この専決処分は佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合格約の変更について、7月2日付で専決処分をしたもので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるところでございます。議員その他非常勤の公務員に係る公務上の災害等に対する補償に関する事務を行います佐賀県市町総合事務組合に当組合が加入する規約の変更でございます。佐賀県市町総合事務組合との協議の中で8月からの加入で調整を図っておりました。すべての加入団体の規約改正が出揃ってから速や

かに加入を果たすため、専決処分をいたしております。以上、議案第11号のご説明でございました。

齊藤正治議長

ありがとうございました。

これより質疑を行います。どなたか質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終ります。本案は討論を省略してただちに採決を行います。議案第11号について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第11号、専決処分事項の承認について（佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更）は、原案のとおり承認することに決しました。



日程第9 議案第12号 平成29年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定

齊藤正治議長

日程第9、議案第12号、平成29年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定を議題といたします。議案の説明を求めます。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

ただいま議題となりました、議案第12号、平成29年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定についてご説明申をいたします。平成29年度佐賀県東部環境施設組合歳入歳出決算書をお願いいたします。まず、決算書の2頁、3頁をお願いいたします。歳入決算の合計でございますが、予算現額1,030万円に対しまして、調定、収入額はいずれも1,030万円の不納欠損額、収入未済額はございません。次に4頁、5頁をお願いいたします。歳出決算の合計でございますが、予算現額1,030万円に対しまして、支出済額905万2,604円、不用額が124万7,396円となっております。次の6頁をお願いいたします。歳入歳出差引額につきましては、124万7,396円となっているところでございます。歳入歳出の詳細につきましては、次ページからの事項別明細書でご説明をいたします。8頁、9頁をお願いいたします。まず、歳入でございます。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金、節1負担金の収入済額1,030万円につきましては、均等割10%、人口割90%の負担割合で構成市町から負担をいただいているもので、市町ごとの負担額につきましては、備考欄に記載をしているとおりでございます。続きまして、歳出でございます。10頁、11頁をお願いいたします。款1

議会費、項1議会費、目1議会費の支出済額11万4,588円でございますが、節1報酬7万2,988円と節9旅費これは定例会の費用弁償4万1,600円となっているところでございます。次に款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の支出済額893万5,241円の内訳についてご説明をいたします。節2給料の3万9,000円につきましては、正副管理者5名分の給料でございます。次に節3職員手当等の88万8,161円につきましては、派遣職員の1月から3月までの管理職手当と時間外勤務手当でございます。次に節8報償費の4万7,800円につきましては、2月27日に開催いたしました第5回建設検討委員会の委員謝金でございます。次に節9旅費の13万4,240円につきましては、建設検討委員会の費用弁償及び建設検討委員長との打合せ等の職員旅費でございます。次に節11需用費の56万6,580円につきましては、事務用品等の消耗品、公用車の燃料費、コピー代等の印刷製本費でございます。次に節12役務費の8万1,586円につきましては、電話代等の通信費及び公用車の共済保険料が主なものでございます。次に節13委託料の22万1,427円につきましては、ホームページをはじめ、財務会計システムや文書管理ネットワーク等の初期設定や保守経費が主なものでございます。次に節14使用料及び賃借料の45万9,603円につきましては、公用車、事務機器、財務会計等各種システム等のリース料のほか、地元説明会の会場や施設見学会のバス借上料でございます。次に節19負担金補助及び交付金649万6,844円につきましては、主なものとして派遣職員5名分の給料、手当の一部及び共済費相当額を派遣元の団体に支払った派遣職員負担金でございます。続きまして12頁、13頁をお願いいたします。項2監査委員費、目1監査委員費の支出済額2,775円の内訳につきましては、節1報酬の監査委員報酬で2,775円となっております。その下、款3予備費につきましては、予備費充用はございませんでした。続きまして14頁、15頁につきましては、実質収支に関する調書を記載しております。続きまして16頁、17頁をお願いいたします。財産に関する調書でございますが、平成29年度末時点で財産はございません。18頁、19頁につきましては、平成29年度一般会計歳入歳出決算について、7月4日に監査委員から決算審査をいただき、その意見書を添付しております。続きまして、平成29年度主要な施策の成果に関する説明書のほうをご覧ください。1頁、2頁は決算の概要となっております。平成29年度から組合運営を開始しておりますので、前年度の平成28年度の数値はございません。したがって、増減等の比較もございません。3頁の主要事業の成果でございますが、次期ごみ処理施設建設事業は当組合の設立以前から取組みをしているものでございますので、平成29年度において実施した事業について記載をしております。以上、議案第12号のご説明でございました。

齊藤正治議長

ありがとうございました。引き続き、監査委員の決算審査の結果について報告を求めます。

寺崎監査委員。

寺崎太彦監査委員

監査委員の寺崎でございます。監査報告をさせていただきます。地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年7月4日、平成29年度佐賀県東部環境施設組一般会計歳入歳出決算審査を行いました。決算審査にあたっては、提出された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに書票類、その他関係諸帳簿により、慎重に審査しましたので、その結

果をご報告いたします。

審査に付された歳入歳出決算書の調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数については、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正に処理されていると認めます。以上、決算報告といたします。

齊藤正治議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。どなたか質疑はございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ございませんか。ないようでございますので、これにて質疑を終ります。本案は討論を省略してただちに採決を行います。議案第12号について原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第12号、平成29年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定は、原案のとおり認定することに決しました。



日程第10 議案第13号 平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について

齊藤正治議長

日程第10、議案第13号平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。議案の説明を求めます。

吉田忠典事務局長

議長。

齊藤正治議長

吉田事務局長。

吉田忠典事務局長

ただいま議題となりました、平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。議案書の1頁をお願いいたします。今回の補正は、平成29年度一般会計歳入歳出の決算に伴い、歳入歳出双方に決算剰余金額と同額の124万7千円を追加するものでございます。2頁、3頁をご覧ください。歳入につきましては、款3繰越金、項1繰越金に124万7千円を、歳出につきましては、款2総務費、項1総務管理費に124万7千円をそれぞれ追加補正いたします。議案書の4頁、5頁につきましては、事項別明細書の総括となっております。議案6頁、7頁をお願いいたします。事項別明細でございます。歳入は先ほど申し上げましたとおり、繰越金のほうに124万7千円の追加補正を、歳出のほうにつきましては、節23償還金利子及び割引料に全額計上し、構成市町に精算金としてそれぞれの負担割合に応じて、返還をすることといたしております。構成市町ごとの

返還金額の内訳は、佐賀県東部環境施設組合平成30年8月組合議会定例会議案概要の2頁をご覧ください。この一番下のほうに構成市町ごとに返還額を記載しております。ちなみに申し上げますと、鳥栖市が55万597円、神埼市が25万3,916円、吉野ヶ里町が14万3,290円、上峰町が9万2,240円、みやき町が20万7,353円となっております。なお、同じ資料の右側の3頁でございますが、これは参考までに添付しているものでございます。鳥栖・三養基西部環境施設組合で支弁した次期ごみ処理施設建設事業に係る決算でございます。環境型社会形成推進交付金に係るものにつきましては、年度途中での事業主体の変更が認められなかったことから、その分については、鳥栖・三養基西部環境施設組合で支弁をしているものでございます。こちらのほうも精算を行いまして、2,821万1,510円の剰余金を構成市町に負担率に応じて返還する事としております。以上で議案のご説明を終わります。

齊藤正治議長

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終ります。本案は討論を省略してただちに採決を行います。議案第13号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第13号、平成30年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて平成30年8月佐賀県東部環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 齊藤 正徳

議員 飛松 妙子

議員 永沼 彰